

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築士法による行政処分……………
- …（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………
- …（都市整備局市街地建築部建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…三
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- …（環境局総務部環境政策課）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …（同）…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …（同）…九
- 知事指定薬物の指定……………
- …（福祉保健局健康安全全部業務課）…一〇

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一〇

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …（同）…三
- 土地区画整理事業の換地処分……………
- …（都市整備局市街地整備部区画整理課）…四
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

告示

●東京都告示第四十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区北品川五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区北品川五丁目七番三号

平成二十一年三月二十四日
変更の内容

事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。
事業計画の変更の認可の年月日
平成二十八年一月二十一日

●東京都告示第四十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者の氏名、建築士の別、登録番号

別表のとおり

二 処分をした年月日

平成二十七年十二月十七日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
星 好	二級建築士	東京都知事登録 第39013号
宿野部 二郎	二級建築士	東京都知事登録 第50615号
後藤 信康	二級建築士	東京都知事登録 第57839号
小笠原 博樹	二級建築士	東京都知事登録 第70024号
森 泰	二級建築士	東京都知事登録 第70901号
小堺 健司	二級建築士	東京都知事登録 第73895号
出牛 隆弘	二級建築士	東京都知事登録 第74075号
南雲 隆人	二級建築士	東京都知事登録 第77681号
植竹 美穂	二級建築士	東京都知事登録 第81131号
根本 勝浩	二級建築士	東京都知事登録 第81941号

●東京都告示第四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区六本木七丁目三百十二番七、同 平成二十七年十
番九から同番十二まで、同番三十四、二月十五日
同番三十九から同番四十三まで及び
同番四十六の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

武蔵村山市学園四丁目十番一、同番 平成二十七年十

二、同番三、同番四及び同番五 二月二十二日
二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市富士見町一丁目十三番二及 平成二十七年十月
び同番十八 二月二十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

平成二十七年十一月十一日

西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り七百六十二番三、七百六十三番五、七百六十四番三、同番四、七百七十四番三、同番四、七百七十五番二、七百七十六番三、同番四、七百八十八番三、同番四、七百八十一番二、七百八十三番二、七百八十四番一、同番二、同番六、同番九、同番十九、同番二十、同番二十二、同番二十六、七百八十八番一、同番二、七百九十一番六及び七百九十四番二の各一部

延長 二二〇・九七幅員 四・〇〇

●東京都告示第四十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九

十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路設計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地を起点とし、中央防波堤外側埋立地を終点とする延長約一・六キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一）期間

平成二十八年一月二十一日から同年二月四日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1(1)～(5)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>(1) 建設機械の稼働（海上）による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は23.9%、将来の年平均値の年間98%値は0.058ppmと予測され、環境基準値（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を下回る。 浮遊粒子状物質 (SPM) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は8.7%、将来の年平均値の年間2%除外値は0.059mg/m³と予測され、環境基準値（0.10mg/m³以下）を下回る。</p> <p>(2) 建設機械の稼働（海上）による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は7.2%、将来の年平均値の年間98%値は0.050ppmと予測され、環境基準値（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を下回る。 浮遊粒子状物質 (SPM) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は2.1%、将来の年平均値の年間2%除外値は0.056mg/m³と予測され、環境基準値（0.10mg/m³以下）を下回る。 二酸化硫黄 (SO₂) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は42.9%、年平均値の年間2%除外値は0.014ppmと予測され、環境基準値（0.04ppm以下）を下回る。</p> <p>(3) 工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は0.05%未満、将来の年平均値の年間98%値は0.048～0.050ppmと予測され、環境基準値（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を下回る。 浮遊粒子状物質 (SPM) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は0.05%未満、将来の年平均値の年間2%除外値は0.056mg/m³と予測され、環境基準値（0.10mg/m³以下）を下回る。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素 (NO₂) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は5.3～8.5%、将来の年平均値の年間98%値は0.049～0.051ppmと予測され、環境基準値（0.04ppm）から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を下回る。 浮遊粒子状物質 (SPM) の寄与濃度（年平均値）の将来濃度に対する寄与率は0.8～1.2%、将来の年平均値の年間2%除外値は0.056mg/m³と予測され、環境基準値（0.10mg/m³以下）を下回る。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>(1) 建設機械の稼働（陸上）による建設作業の騒音レベルは、敷地境界付近において、鋼橋架設工事時に最大92dBであり、制音基準値（80dB）を超過する。計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」に基づく制音基準の適用除外区域であるが、工事の実施に当たっては、建設機械による騒音の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、低騒音型建設機械の使用などにより、影響低減に努める。</p> <p>(2) 建設機械の稼働（陸上）による建設作業の振動レベルは、建設作業の振動レベルは、敷地境界付近において、最大63dBであり、制音基準値（70dB）を下回る。計画道路及びその周辺は、「環境確保条例」に基づく制音基準の適用除外区域であるが、工事の実施に当たっては、建設機械による振動の影響を低減するため、事前に作業手順・工程を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努めることなどにより、影響低減に努める。</p> <p>(3) 工事中車両の走行による道路交通騒音レベルは、No.1（お台場）において、69dB、No.2（若洲）地点において67dBであり、環境基準値（昼間70dB）以下となる。No.3（城南島）地点において72dBであり、環境基準値（昼間70dB）を超過する。なお、No.3は現地調査結果で既に環境基準値を超過しており、工事中車両の走行による騒音レベルの増加分は0dBであるが、工事の施行中において適切な環境保全措置を実施することにより、自動車による騒音に及ぼす影響の低減に努める。</p> <p>(4) 工事中車両の走行による道路交通振動レベルは、No.1（お台場）地点において36dB、No.2（若洲）地点において47dBであり、規制基準値（昼間60dB）を下回る。No.3（城南島）地点において50dBであり、規制基準値（昼間65dB）を下回る。なお、工事中車両の走行による振動レベルの増加分は0dBである。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行による道路交通騒音レベルは、自動車による計画道路敷地境界の騒音レベルは、昼間76dB、夜間71dBであり、いずれも環境基準値（昼間70dB、夜間65dB）を超過する。ただし、工事完了後も適切な環境保全措置を実施することにより、自動車の走行による騒音に及ぼす影響が評価の指標を満足するよう努める。</p> <p>(2) 自動車の走行による道路交通振動レベルは、自動車による振動レベルは、計画道路敷地境界において昼間54dB、夜間54dBであり、最大となる時間帯において予測した振動レベルは規制基準値（第1種区域：昼間60dB、夜間55dB）を下回る。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
水質汚濁	<p>【工事の施行中】</p> <p>浚渫工事に当たっては、仮締切り工法である鋼管矢板打設・井筒内掘削工法を採用し、直接海水と接する掘削（浚渫）工事は行わないことから、工事の実施に伴う濁り（SS）による影響の程度は極めて小さいと予測され、事業区域周辺海域の水質に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>【工事の施行中】</p> <p>施設の建設に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第117条及び「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）第4条の規定等に基づき、土壌の形質の変更に関する届出等、必要に応じて適切な措置を実施することから、計画道路周辺の土壌を汚染することはないと考えられ、計画道路周辺の土壌に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>
土壌汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>掘削工事に当たっては、掘削面の安定を図るため、掘削工や支保工などについて適切な工法の採用に努めることから、掘削面の変形は抑制され、地盤変形への影響は小さいと予測される。また、工事の施行に先立ち、既存構造物や周辺の地質等の詳細な調査を実施し、これを施工に反映させ、計画道路周辺の地盤の変形が生じないように努める。これらのことから、工事の施行により計画道路周辺の地盤に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>本事業では、橋梁基礎に杭基礎等を採用し、連続的に地下を透水する構造は用いない。また、地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水等もないことから、地盤変形への影響は小さいと予測される。これらのことから、計画道路の存在により計画道路周辺の地盤に影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>
地盤	<p>【工事の施行中】</p> <p>工事の施行に際し、地下水の水位に影響を与えるような地下水の揚水は行わない。橋梁下部工の基礎部の掘削に当たっては、一時的に揚水を行うが、水循環に影響を与えるような地下水の変化ではないと予測される。これらのことから、工事の施行により計画道路周辺の地下水の水位に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p> <p>【工事の完了後】</p> <p>本事業では、橋梁基礎に杭基礎等を採用し、連続的に地下を透水する構造は用いないことから、地下水の流況に著しい影響を及ぼさない。また、工事の施行中と同様に地下水の揚水等はないことから、水循環に影響を与えるような地下水の流況の変化は小さいと予測される。これらのことから、計画道路の存在により計画道路周辺の地下水の流況に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>
水循環	<p>【工事の完了後】</p> <p>本事業では、橋梁基礎に杭基礎等を採用し、連続的に地下を透水する構造は用いないことから、地下水の流況に著しい影響を及ぼさない。また、工事の施行中と同様に地下水の揚水等はないことから、水循環に影響を与えるような地下水の流況の変化は小さいと予測される。これらのことから、計画道路の存在により計画道路周辺の地下水の流況に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
生物・生態系	<p>【工事の施行中】</p> <p>(1) 建設機械の稼働（陸上）に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度、工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行中は、鳥類の生息地である草地の一部が改変され、計画道路の陸域を生息地とする鳥類（ハト目、タカ目、ハヤブサ目、スズメ目）の生息域が減少することとなる。また、鳥類相については、計画道路の陸域を利用する鳥類相は、現状よりも人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。しかし、工事に伴う影響範囲は計画道路の近傍に限られること、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路近傍には現況として、チドリ目等の好適な餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、計画道路の周辺にも鳥類を利用する鳥類相に及ぼす影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>また、工事に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、工事関係者に対して、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、工事施行箇所及び工事員の集中を避ける工事工程の計画、濁りの影響の少ない仮締切り工法（鋼管矢板打設・井筒内掘削工法）の採用を行う。</p> <p>これらのことから、評価の指標に定められた事業者等の責務を果たすものと考えられる。</p> <p>(2) 建設機械の稼働（海上）に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行に伴って改変される水域は、底質はシルト分、粘土分が占め、特に底生生物の生息環境である下層では夏季には溶存酸素量が3mg/L程度と低いことから、底生生物相は貧弱であった。また、計画道路近傍は水路状の環境となっており、既存資料調査において多くの注目される種が確認されている干潟、浅場等の水生生物の生息に適した環境はみられないこと、工事による海底の改変は小さく、浚渫工事により発生する濁りの水質への影響の程度は極めて小さいと予測されることから、水生生物の生息環境及び注目される種の生息環境への影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>これらのことから、評価の指標に定められた事業者等の責務を果たすものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
生物・生態系	<p>【工事の完了後】</p> <p>(1) 自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の完了後は、鳥類の生息地である草地の一部が消失し、計画道路の陸域を生息地とする鳥類（ハト目、タカ目、ハヤブサ目、スズメ目）の生息域が減少することとなる。また、自動車の走行に伴う排気ガス、騒音・振動等の影響により計画道路の近傍は、現状よりも人為的な環境に適した種に偏るものと考えられる。しかし、自動車の走行に伴う影響範囲は計画道路の近傍に限られること、鳥類についてはある程度の移動能力があること、計画道路近傍には現況として、チドリ目等の好適な餌場・休息場となる浅場がほとんど存在しないこと、計画道路周辺にも鳥類の餌場・休息場は広く存在することから、計画道路を利用する鳥類相に及ぼす影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>また、供用に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月22日東京都条例第216号）に基づき、関係自治体との調整を踏まえ計画道路周辺の緑化を推進する。</p> <p>これらのことから、評価の指標に定められた事業者等の責務を果たすものと考えられる。</p>
景観	<p>【工事の完了後】</p> <p>計画道路及びその周辺は、埠頭などの港湾施設が集積し、巨大なクレーンや大型船が活動する港の景観を形成している。</p> <p>計画道路の橋梁が出現するが周辺も同様の景観構成要素が存在するため、地域景観特性に大きな変化はないと予測され、周辺の港湾施設等と一体化した新たな景観を形成すると考えられる。</p> <p>また、計画道路及びその周辺には、広大な埋立地処分場を中心とした開放的な空間が形成されており、計画道路を含む中央防波堤外埋立地及びその埋立地内の既存建築物による圧迫感はほとんどない。</p> <p>さらに、「東京都景観計画」に基づき、形態・意匠は臨海部の景観や周辺環境との調和を図る。</p> <p>これらのことから、「東京都景観計画」に示される「臨海景観基本軸の景観形成の方針」との整合性は確保されると考えられる。</p>
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <p>建設発生土の処理に当たっては、「土壌汚染対策法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、受入機関の受入基準への適合を確認した上で、適正に処分する。浚渫工事に伴い発生する浚渫土は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、新海面処分場埋立地の埋立用材として使用する。建設廃棄物の処理に当たっては、「建設リサイクル法」に基づき分別収集し、可能な限り再利用材として再利用を図るとともに、再利用が困難なものについては再資源化を図る。</p> <p>以上により、評価の指標に定められた事業者の責務を果たすものと考えられる。</p>

●東京都告示第四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十一日

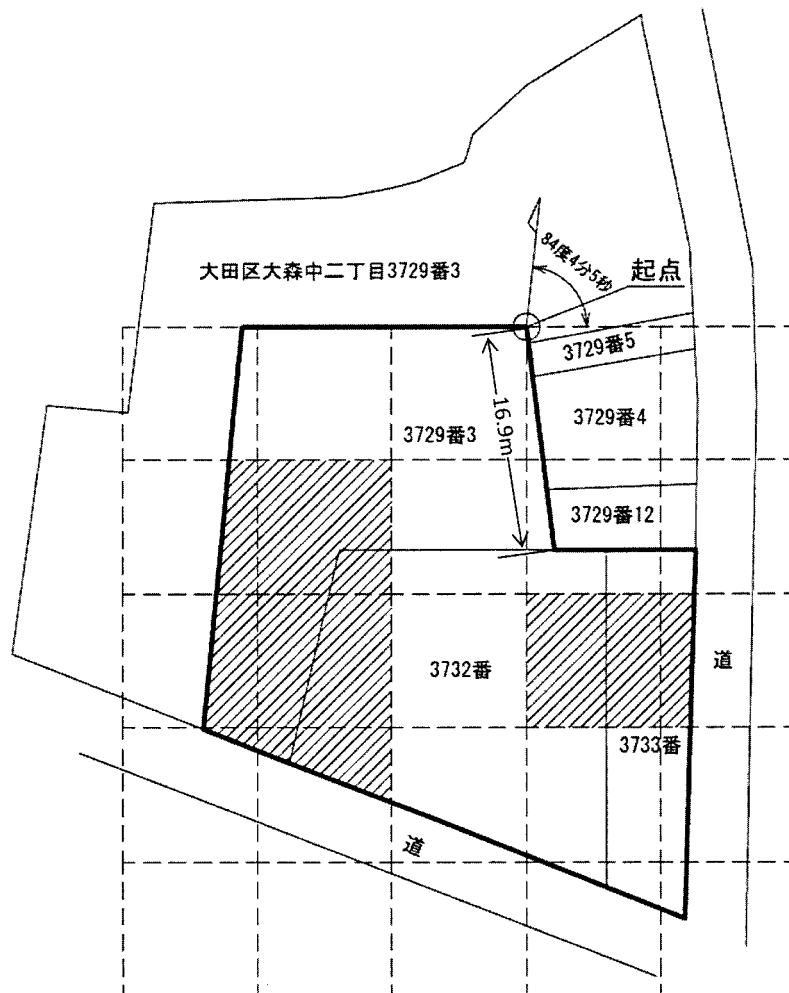
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森中二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

起 点

起点は、大田区大森中二丁目 3729番12、3729番3及び3732番の筆境界の交点より、敷地境界線に沿って北北西に16.9mの位置とする。

格子の回転角度 84度4分5秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十八号

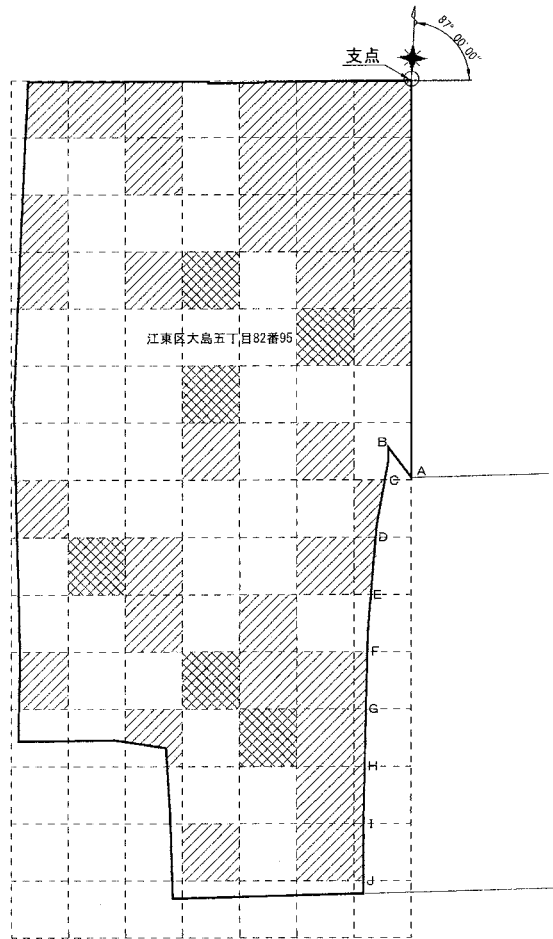
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千十四号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区大島五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】

支点は、江東区大島五丁目82番95の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点 87度0分0秒 座標(X:-34,674.594 Y:370.357)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 調査範囲
- - - - - : 単位区画
- : 筆境界
- ▨▨▨▨ : 指定を解除する区域
- ▧▧▧▧ : 形質変更時要届出区域

【境界点座標】

A (X:-34,744.122 Y:373.349)	F (X:-34,774.831 Y:366.992)
B (X:-34,739.000 Y:369.125)	G (X:-34,784.831 Y:367.211)
C (X:-34,744.721 Y:368.900)	H (X:-34,794.831 Y:367.429)
D (X:-34,754.766 Y:368.083)	I (X:-34,804.831 Y:367.647)
E (X:-34,764.810 Y:367.266)	J (X:-34,814.824 Y:368.026)

※支点及び境界点座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） 第十一条
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千八百七
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

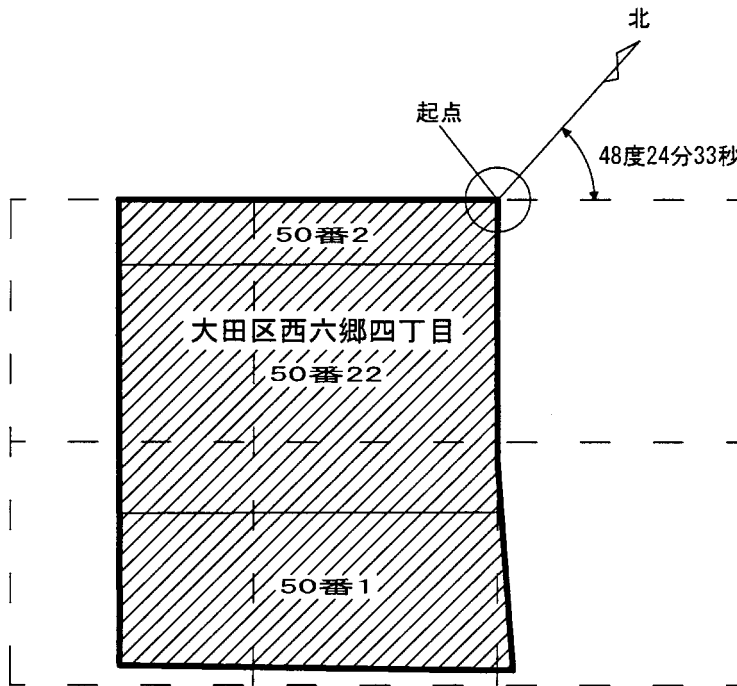
一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区西六郷四
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその
化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- — 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、大田区西六郷四丁目
50番2の最北端とする。

【格子の回転角度（48度24分33秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらに平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を
中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー(二・五)ジメトキシー四ーメチルフ
エニル)エタンアミン(通称名二C一D)及
びその塩類

(二) 化学名 ニー「ビス(四ーフルオロフェニル)メ
チル」スルフィニルーNーメチルアセトア
ミド(通称名Modafinidz)及びそ
の塩類

(三) 化学名 ーメトキシー三・三ージメチルーーオ
キソブタンーニールー(シクロヘキシ
ルメチル)ーHーインダゾールー三ーカル
ボキシラート(通称名MOICHMINAC
A)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用
を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康
に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十八年一月二十二日

●東京都告示第五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律
第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整
備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

都道環状七号線

二 指定する区間

大田区南千束一丁目四十七番一地先か
ら目黒区南一丁目千五百五十二番八地
先まで

三 指定の概要

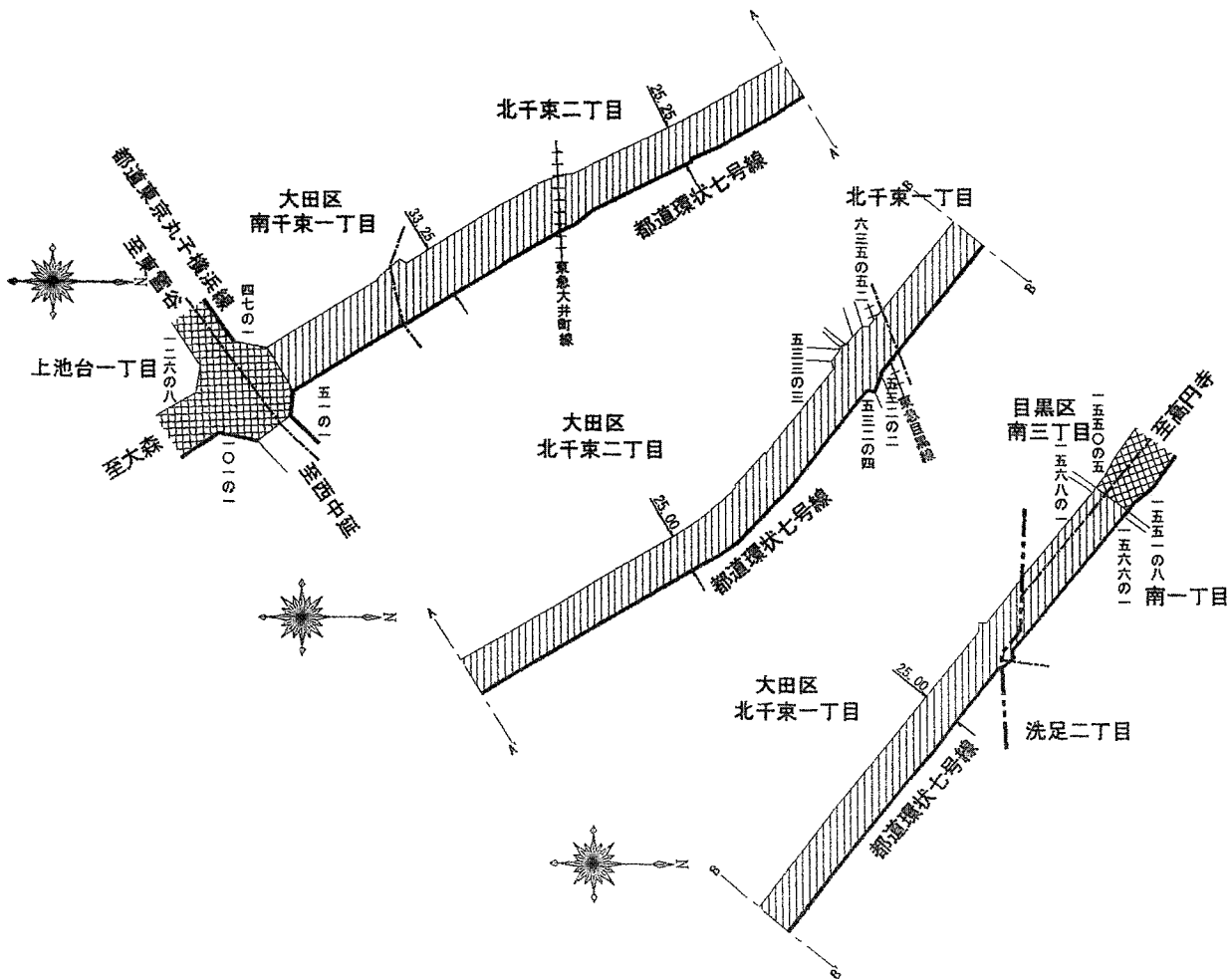
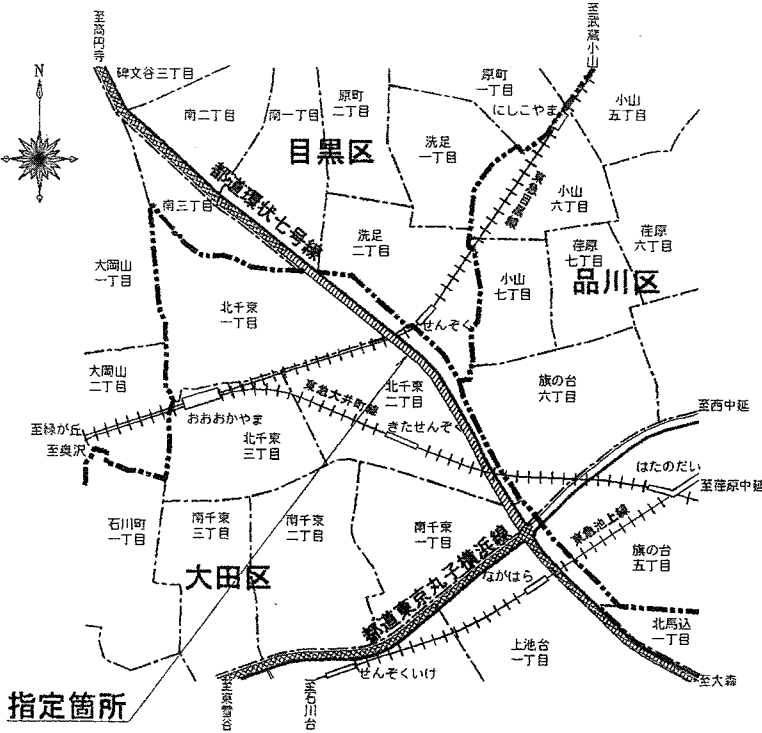
別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線

大田区南千束一丁目～目黒区南二丁目

- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 一、一八三・三三メートル
- 既指定区間
- (電線共同溝予定名称 環状七号・二十号)



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「環境と人「素肌美を考える会

三 代表者の氏名

坂野 永忠

四 主たる事務所の所在地

東京都北区中里二丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、特に生まれながらの生来の素肌の健康に着目し、環境と素肌美に関する情報提供及び調査研究を行い、環境と人の調和を図り、健康面における人間生活の質的向上を目指す。また、発展途上国の人々に対し、教育向上を目的とした教育奉仕隊の派遣を行い、国際協力に貢献することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八王子うらら会

三 代表者の氏名

橋本 末子

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市長沼町千三百六番地四 八王子長沼通

所センター内 うらら長沼内

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者の生活向上、社会参加、社会的自立を支援するために、心身障害者通所作業所の運営を主として、障害者と健常者の理解を深めるための相談や啓発事業、また、障害福祉サービス事業などを行い、地域で自分らしく暮らしていける、健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本経済学教育協会

三 代表者の氏名

西村 和雄

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区市谷本村町三番二十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く学生を中心とする一般市民に対して、経済学に関する知識の啓蒙普及や調査研究、並びに情報提供や検定試験等を行うことにより、日本経済の発展に結びつくような経済学の知識向上を図り、個々の社会教育の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ARUN Seed

三 代表者の氏名

山岡 聡子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目十一番七号 一新ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的投資の概念、すなわち、コミュニティに根差したビジネスを起こし、人々のエンパワーメントと、持続的な経済活動を作り出そうとしている社会起業家へ投資することを日本及び世界において普及させることにより、地球上のどこに生まれた人もひとりひとりの才能を発揮できる社会の構築を目指すことをその目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

<p>特定非営利活動法人情熱の赤いバラ協会</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 真也</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番一号 帝国ホテル本館六一七</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子ども達や高齢者、障がい者に対し、「優しさ」と「思いやり」を届ける様々な支援活動を行うとともに、そのための環境整備を行い、また、心身の免疫強化の研究と実践、普及活動を行うことを通して、これらの方々に優しい社会をつくることを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年一月二十一日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本舞踊を楽しむ掬乃会</p> <p>三 代表者の氏名 山内 史子</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区中央五丁目六番十三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本の伝統文化の普及を図るために未来を担う子供をはじめとした一般市民を対象として、わが国の伝統的な文化の一つである日本舞踊を実際に体験してもらい、日本の伝統芸能に対する理解を深めてもらうことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人にじいろ</p> <p>三 代表者の氏名 古谷 恵美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区東和四丁目四番二十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障害児の放課後等デイサービスに関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の増進と子供を命を守ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国救護活動研究会</p>	<p>三 代表者の氏名 八幡 徳二郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都あきる野市牛沼五百二十番地八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特に災害救護活動に関わる方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業、災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業等を行い、災害救護活動に関する技術、知識の向上と国民の生命の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人北多摩の少年野球を育む会</p> <p>三 代表者の氏名 廣瀬 成留</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小平市上水本町四丁目十九番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、中学生野球クラブチームの運営や野球技術の指導に関する事業及び多摩地域等における小・中学生により構成された少年野球クラブチーム等を対象とした少年野球大会の開催に関する事業を通じ、健全な青少年を育成するとともに、少年野球を通じた地域振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
---	--	---

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クルミン・ジャポン

三 代表者の氏名

定森 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区東日本橋二丁目二十八番四号 日本橋C

E.Tビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、開発、保健等の活動を通じて公正で豊かな地球市民社会の実現に貢献することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地処分について

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定により換地処分があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市前沢二丁目千八十番一及び千八十七番三十四号 東久留米市南町四丁目十番

高橋 文子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二

第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 協議が成立した者の住所及び氏名

三鷹市牟礼六丁目二千二十番三十 新宿区西新宿六丁目五番一

号(東日本賃貸住宅本部) 独立行政法人都市再生機構 代理人 岡 雄一

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 五〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

